

「防衛省共済組合狛江スポーツセンターのゴルフ
スクール及びゴルフレッスン講師派遣」募集要領

防衛省共済組合本省支部

募集要領

1 目的

防衛省共済組合は、組合員である防衛省職員とその家族（以下「組合員等」という。）の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とし、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）に基づき設立されている法人であり、防衛省共済組合本省支部は、組合員等の健康の保持増進のため、防衛省共済組合狛江スポーツセンターの管理運営を行っている。

本業務では、当該施設のゴルフ練習場において、ゴルフスクール及びゴルフ個人レッスンを実施することにより、組合員等の健康の保持増進及び技術の向上を図るとともに、ゴルフ練習場の利用促進を図ることを目的とする。

2 概要

（1）業務名

防衛省共済組合狛江スポーツセンターにおけるゴルフスクール及びゴルフ個人レッスン講師派遣業務

（2）業務内容

「防衛省共済組合狛江スポーツセンターにおけるにおけるゴルフスクール及びゴルフ個人レッスン講師派遣業務委託仕様書」のとおり

（3）実施場所

防衛省共済組合狛江スポーツセンター
（東京都狛江市元和泉 2－30－1）

（4）契約期間

令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 3 1 日

ただし、防衛省共済組合本省支部が必要を判断した場合には、令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで契約を更新することができる。

なお、業務の終了の時期については、施設の状況等により変更もあり得る。

3 応募資格

（1） 令和 7・8・9 年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の D 等級以上若しくは同等の資格を有する者であること。

（2） 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な業務の履行が確保される者であること。

（3） 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。

（4） 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第

三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。

- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (8) 暴力団又は暴力団員及び(4)から(7)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと

【重要】

4 公募説明会（募集要領等及び現地説明会）

(1) 日時

令和7年12月5日（金）13時（12時55分までに入室）

(2) 場所

東京都狛江市元和泉2-30-1

防衛省共済組合狛江スポーツセンター（2F多目的ルーム）

電話：03-3480-2637

(3) 携行品

募集要領

- ・本説明会の参加条件として、①募集要領を取得していること、②参加申込書（別紙様式第1）にて期日までに参加登録していることが必要です。
- ・本説明会に遅刻又は欠席された業者の方は、公募に参加できません。参加希望者（各業者2名以内）は、令和7年12月5日（金）10時までに参加申込書に会社名、氏名等を記入の上、以下の提出先まで直接提出又は以下メールアドレス宛への送付にてお申し込みください。
- なお、メール送付の場合には電話にて受信確認をしてください。

提出先：東京都新宿区市谷本村町5番1

防衛省共済組合本省支部保健係（厚生棟1階）

寺尾、片岡

アドレス：teraomic@maa.mod.go.jp

kataokayuu@maa.mod.go.jp

電話：03-3268-3111（内線28631）

5 応募手続き等

(1) 申請書等の提出

業務委託を希望する者は、下記のとおり、①の提出書類を、②の提出先

に、③の提出期限までに郵送又は持参すること。

なお、提出された書類は、返却しません。

①提出書類

ア 申請書（別紙様式第2） 1部

イ 企画提案書（別紙様式第3） 7部

以下の事項について、必ず記載すること。ただし、（カ）及び（キ）の提案は任意とする。

（ア）本業務実施にあたっての基本方針

（イ）ゴルフスクール

a 曜日ごとの開講時間

b 内容（指導方法、講師の配置、貸クラブ）

c 講師の資格

d 曜日・区分ごとの受講料

（ウ）ゴルフ個人レッスン

a 曜日ごとの開講時間

b 内容（指導方法、講師の配置）

c 曜日・区分ごとの受講料

（エ）講師派遣料（ゴルフスクール、ゴルフ個人レッスン）

（オ）受講生からクレームがあった場合及び受講生とトラブルが発生した場合の対処法

（カ）本業務の目的に沿った（ア）～（オ）以外の提案

（キ）その他のアピールポイント

ウ その他関係書類 各1部

公募に参加する者に必要な資格を確認するため、以下の関係書類を併せて提出すること。（関係書類の不備または参加資格がないと判断された場合は、企画提案書の審査は行わず無効とする。）

（ア）登記簿謄本（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書、個人である場合にあっては戸籍抄本）

※発行後3ヶ月以内のもの

（イ）営業経歴書（会社の商号・所在地、代表者役職・氏名、沿革（営業年数）、役員や従業員数等の概要、営業品目、営業所の所在状況等。上記内容が記載されたパンフレット等でも可）

（ウ）財務諸表

a 法人

直近の（申請日直前1年以内に確定した）貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、正味財産増減計算書、収支計算書、決算報告書等）

b 個人

直近の（申請日直前1年以内に税務署に提出した）所得税青色申告決算書、確定申告書

（エ）直近の法人税又は所得税に関する納税証明書

(個人：その３の２、法人：その３の３)

※発行後３ヶ月以内のもの

(オ) 印鑑証明書

(カ) 誓約書（別紙様式第４）

(キ) 役員名簿（別紙様式第５）

②提出先

〒１６２－８８５３ 東京都新宿区市谷本村町５番１

防衛省共済組合本省支部保健係（厚生棟１階）寺尾、片岡

電 話 ０３－３２６８－３１１１（内線２８６３１）

③提出期限

令和７年１２月２６日（金）１７時まで

(２) 応募者の失格

次のいずれかに該当する行為があった場合は、失格とする。

①提出書類が期限を過ぎて提出された場合

②提出書類等が募集要領に記載されている事項を満たさない場合

③提出書類等に虚偽の記載があった場合

④審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

⑤その他、違反と認められる場合

(３) 提案修正の禁止

原則、提出書類の変更（修正、差し替え、削除、追加）を禁止する。

６ 選考の方法

提出された企画提案書等に基づき、書類選考による総合的審査の上、最も評価が高かった業者を受託候補者として決定する。ただし、決定業者に辞退及び失格等があったときは、次点のものとする場合がある。

なお、書類選考において、企画提案内容、実施能力等が同等と判断され、審査により決しない場合には、別途、指定する日時にプレゼンテーションを行い決定する。

また、審査結果については、異議を申し立てることができないものとする。

７ 契約の締結等

上記６により受託候補者として決定した業者と本業務に関して必要な協議を行うものとし、企画提案書の内容は変更する場合がある。協議終了後、本業務の契約に係る手続きを行うものとする。

８ 業者決定までのスケジュール

(１) 公募説明会

令和７年１２月５日（金）１３時

(２) 申請書等の提出

令和７年１２月８日（月）１０時から１２月２６日（金）１７時まで

（ただし、各日１３時から１４時までを除く。）

(3) 決定業者発表日時及び掲示場所

令和8年1月26日(月) 10時(予定)

公募説明会参加申込書にて記載されたメールアドレス宛に送付します。

9 募集要領等に関する質問

募集要領等について質問がある場合は、質問票(別紙様式第6)をメールにて提出してください。令和7年11月28日(金)までに質問票を提出いただいた場合、原則として公募説明会時に説明させていただきます。

提出先：東京都新宿区市谷本村町5番1

防衛省共済組合本省支部保健係(厚生棟1階) 寺尾、片岡

アドレス：teraomic@maa.mod.go.jp

kataokayuu@maa.mod.go.jp